

令和 5 年

舞鶴市議会 6 月定例会議案

第 36 号議案～第 47 号議案

令和 5 年 6 月 2 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 36 号議案	令和 5 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 2 号)	別 冊
第 37 号議案	令和 5 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 3 号)	〃
第 38 号議案	舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定について	1
第 39 号議案	舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	5
第 40 号議案	舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	8
第 41 号議案	舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例制定について	10
第 42 号議案	舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	12
第 43 号議案	舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	13
第 44 号議案	工事請負契約の変更について(清掃事務所整備工事)	14
第 45 号議案	あらたに生じた土地の確認について(和田地区)	16
第 46 号議案	字の区域の変更について(和田地区)	17
第 47 号議案	市道路線の変更について	19

第 38 号議案

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例

舞鶴市市税条例(昭和 31 年条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 35 条の 3 の 2 第 2 項中「又は」の右に「当該控除することができなかつた金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 38 条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第 41 条第 1 項中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第 44 条第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の右に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第 5 項において同じ。)」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第 3 項、第 5 項及び第 6 項中「によって」を「により」に改める。

第 47 条第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 2 項中「通知によって」を「通知により」に、「第 17 条の 2 の規定によって」を「第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第 47 条の 2 第 1 項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の右に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第 47 条の 5 において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「によって」を「により」に改める。

第 47 条の 6 第 1 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 2 項中「方法によって」を「方法により」に、「第 17 条の 2 の規定によって」を「第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第 82 条第 1 号エ中「及び」を「、」に改め、「3 輪のもの」の右に「及び道路運

送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第5条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第7条の2に次の1項を加える。

20 法附則第15条の9の3第1項の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第7条の3中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第12条の2第4項及び第13条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第14条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第35条の3の2第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条第1項、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第12条の2第4項及び第13条の2第3項の改正規定並びに次項、附則第4項(この条例による改正後の舞鶴

市市税条例(以下「新条例」という。)附則第 13 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。)及び第 5 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(2) 第 36 条の 3 の 2 の改正規定及び附則第 3 項の規定 令和 7 年 1 月 1 日
(市民税に関する経過措置)

2 前項第 1 号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第 36 条の 3 の 2 第 2 項の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき舞鶴市市税条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

4 新条例第 82 条第 1 号エ及び附則第 13 条の 2 第 3 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 5 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

5 新条例附則第 12 条の 2 第 4 項の規定は、附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の改正に伴い、森林環境税について、個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収することとともに、大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の課税標準の特例措置を講ずる等所要の改正を行いたいので提案する。

第 39 号議案

舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例

舞鶴市火災予防条例(昭和 48 年条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 1 項中「自動車等(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。第 12 号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて」に、「及び全出力 200 キロワットを超えるものを除く。)をいう」を「を除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第 1 号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第 11 条の 2 第 1 項第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第 11 条の 2 第 1 項第 6 号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第 7 号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に

接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第 11 号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第 12 号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第 13 号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第 16 号中「当該蓄電池」の右に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第 18 号を第 19 号とし、第 17 号を第 18 号とし、第 16 号の次に次の 1 号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第 16 条第 1 項中「いう」の右に「。以下同じ」を加える。

第 23 条第 3 項を削り、同条第 4 項第 2 号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 7 に定めるものとしなければならない」を「健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 33 条第 2 項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

4 第 2 項又は前項第 2 号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第 7010 号又は日本産業規格 Z8210 に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第 7001 号又は日本産業規格 Z8210 に適合するものとしなければならない。

第 23 条第 5 項中「前項第 2 号」を「第 3 項第 2 号」に改める。

別表第 4 から別表第 7 までを次のように改める。

別表第 4 から別表第 7 まで 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 11 条の 2 第 1 項の改正規定及び次項の規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の舞鶴市火災予防条例(以下「新条例」という。)第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

関係省令の改正に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を改めるとともに、劇場等に設けるべき禁煙等に係る標識と併せて図記号による標識を設けるときは、国際標準化機構が定めた規格等に適合する図記号としなければならないこととする等所要の改正を行いたいので提案する。

第 40 号議案

舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 3 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出しを「(特定新型インフルエンザ等に係る防疫等作業手当の特例)」に改め、同項及び附則第4項を次のように改める。

- 3 職員が、特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの(市長が定めるものに限る。)をいう。)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第6条の規定は適用しない。
- 4 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、1,500 円(緊急に行われた措置に係る業務であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、4,000 円)を超えない範囲内において、それぞれの業務に応じて市長が定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国家公務員における取扱いに準じ、新型コロナウイルス感染症に係る防疫等の業務に従事した場合の防疫等作業手当の特例を廃止するとともに、特定新型インフルエンザ等に係る防疫等の業務に従事した場合の防疫等作業手当の特例を定めたいので提案する。

第 41 号議案

舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市印鑑条例の一部を改正する条例

舞鶴市印鑑条例(昭和 52 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 3 項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の右に「又は電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の 2 第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている電磁的記録媒体が組み込まれているものに限る。))」を加え、「利用者操作用端末機(市の窓口に設置する端末機であって、証明書等の交付を申請する機能を有するものをいう。以下同じ。)又は」を削る。

第 14 条第 1 項中「又は同条第 3 項の規定による申請(利用者操作用端末機によるものに限る。))」を削り、同条第 2 項中「(多機能端末機によるものに限る。))」を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、コンビニエンスストア等の多機能端末機においてスマートフォンを利用して印鑑登録証明を申請することができることとする等所要の改正を行いたいので提案する。

第 42 号議案

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例制定について

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条
例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 26 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

関係省令の改正に伴い、家庭的保育事業者等が保育を提供する際に準ずるべき
保育所における保育の内容についての指針を定める者を厚生労働大臣から内閣総
理大臣に改めたいので提案する。

第 43 号議案

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 4 号及び第 44 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

関係府令の改正に伴い、保育所における保育の内容についての指針を定める者を厚生労働大臣から内閣総理大臣に改めたいので提案する。

第 44 号議案

工事請負契約の変更について

下記のとおり工事請負契約の変更契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

清掃事務所整備工事

2 変更前契約金額

3,630,000,000 円

3 変更後契約金額

3,641,000,000 円

4 契約の相手方

大阪市住之江区南港北 1 丁目 7 番 89 号

日立造船株式会社

取締役社長 三野 禎男

令和 5 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

清掃事務所整備工事に係る請負契約の変更契約を締結したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 13 号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 45 号議案

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 9 条の 5 第 1 項の規定により、舞鶴市内に下記の土地があらたに生じたことを確認する。

令和 5 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

記

所 在 地	面 積
字和田小字浜田 1074 番地の 3 の地先	656.19 m ²

備考 地番は、令和 5 年 4 月 3 日現在のものである。

提案理由

和田地区に係る公有水面の埋立てに伴い、あらたに生じた土地の確認について、議決を受けたいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粹

(あらたに生じた土地の確認)

第 9 条の 5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

(第 2 項 略)

第 46 号議案

字の区域の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により、舞鶴市内の字の区域を下記のとおり変更する。

令和 5 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

記

字の区域の変更調書

編 入 す る 区 域		編入先の字
所 在 地	面 積	
字和田小字浜田 1074 番地の 3 の地先	656.19 m ²	字和田小字浜田

備考 地番は、令和 5 年 4 月 3 日現在のものである。

提案理由

和田地区に係る公有水面の埋立てに伴い、同地区の字の区域を変更したいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(市町村区域内の町又は字の区域)

第 260 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

(第 2 項以下 略)

第 47 号議案

市道路線の変更について

下記のとおり市道路線を変更することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

記

路 線 名	変更	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
三の丸東通5号線	前	舞鶴市字円満寺小字三ノ丸裏 77 番 1 から	
		舞鶴市字円満寺小字三ノ丸裏 100 番 15 まで	
	後	舞鶴市字円満寺小字三ノ丸裏 68 番 3 から	
		舞鶴市字円満寺小字三ノ丸裏 100 番 15 まで	

提案理由

円満寺地区の市道路線の変更を行いたいので提案する。

参 考

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 抜 粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第 3 項以下 略)

(路線の廃止又は変更)

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。